

みずほデジタルアカウンティング 利用規定

本利用規定（以下「本規定」といいます。）は、株式会社みずほ銀行（以下「甲」といいます。）が提供するみずほ WEB 帳票サービスのオプションサービスである「みずほデジタルアカウンティング」サービスの利用者と甲の間の権利義務関係について定めるものです。

利用者は、以下に定める本規定に同意したうえで本サービスを利用するものとし、利用登録は、甲が定める方法にて行うものとします。

第1条（定義）

本規定において、次の用語は以下のように定義します。

- (1) 本サービス：甲が利用者に提供するサービスを構成する各ソフトウェアサービスとそれに付随するサービスの総称。
- (2) 本体サービス：本サービスのうち、甲がすべての利用者に提供するサービスを構成する各ソフトウェアサービスとそれに付随するサービスの総称。
- (3) オプションサービス：本サービスのうち、甲がオプションとして利用者に提供する「みずほ電子帳票保存サービス」を構成する各ソフトウェアサービスとそれに付随するサービスの総称。
- (4) 利用者：甲と契約を締結し、甲が本サービスの利用を認めた法人または事業性個人。
- (5) 契約：有償で本サービスを利用するための契約（オプションサービスの利用者については、オプション利用契約を含みます。）。
- (6) オプション利用契約：有償でオプションサービスを利用するための契約。
- (7) クライアントシステム：本サービスを利用するための甲が定めたシステム仕様に基づくパーソナルコンピュータやスマートデバイスなどの端末および OS、ブラウザなどのソフトウェア、証明書など。
- (8) 本システム：クライアントシステムからインターネットを介して接続されるサーバーシステム等本サービスを提供するためのシステム。
- (9) ユーザ：本サービスを利用することができる者として甲から ID を付与された特定の者。
- (10) マスタユーザ：本サービスの契約を行う特定の者。

第2条（本サービス）

1. 甲は、本規定に定める条件にて本サービスの提供を行い、利用者は、本規定に定める条件にてこれを利用するものとします。
2. 本サービスのライセンスは甲が有するものとし、これを甲より利用者に対して提供するものとします。
3. 本体サービスで OCR により読み取りを行うことができる対象は、利用者の商取引もしくは

は商取引に付随して発生する請求書、甲が利用者に提供する本サービス専用の制定帳票、甲と利用者が本サービスで OCR により読み取ること合意した帳票とし、これら以外の帳票は読み取りを行ってはならないものとします。

4. 本サービスの利用料、機能などの詳細および本規定の内容については、甲のウェブサイトに掲載され、新しい情報が更新され次第、当該ウェブサイトにて告知するものとします。
5. 甲は、利用者からの申込み内容に従い、本サービスの利用に必要となるユーザ ID を発行します。1 つのユーザ ID を複数の自然人が利用することはできないものとします。ユーザ ID を追加する場合には、マスタユーザが WEB 帳票サービスのユーザの追加を行い、権限を付与するものとします。
6. オプションサービスで保存することができる対象の帳票データは、利用者の商取引もしくは商取引に付随して発生する国税関係書類（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 2 条第 2 号に定めるものをいいます。）に係る帳票データとします。ただし、当該帳票データのうち、マイナンバー、センシティブ情報が含まれるものについては取り扱えないものとします。
7. 利用者は、オプションサービスを利用して保存が完了した帳票データを保存が完了した日から 11 年 4 カ月までの間、変更または削除できないものとします。

第 3 条（契約の成立）

1. 契約は、みずほ WEB 帳票サービス利用規定第 2 条第 5 項第 4 号の定めに従い成立するものとします。
2. オプション利用契約は、本サービスのマスタユーザが本サービスを通じて申し込むものとします。甲は、甲の判断により、利用者によるオプション利用契約の申込みを応諾しないことができるものとし、オプション利用契約を締結しないこととする場合、その旨を当該利用者に通知するものとします。マスタユーザによる申込みがあった日の翌日から起算して 10 営業日以内に当該通知がなければ、その翌日にオプション利用契約が成立するものとします。

第 4 条（利用期間）

本サービスの利用期間は、オプション利用契約の成立時点にかかわらず、契約の成立の日より 1 年を経過した日付が属する月の末日までとなります。以後は、自動的に利用期間が 1 年間延長されるものとします。

第 5 条（利用開始）

1. 本体サービスは、利用者が甲から本サービスの登録完了通知を受信した日から利用可能となります。

2. オプションサービスは、オプション利用契約の成立時点にかかわらず、マスタユーザによるオプション利用契約の申込みがあった時点から利用可能となります。

第6条（利用料）

1. 利用者は、甲が定める本体サービスおよびオプションサービスの利用料金(以下「本サービス利用料金」といいます。)を甲に対して支払うものとします。
2. オプションサービスの利用料金は、オプション利用契約の成立時点にかかわらず、オプションサービスが利用可能となった日が属する月より発生するものとします。また、オプションサービスの利用料金は利用月の最終利用日時点の帳票データの保存容量(単位は GB とし、小数点第一位切り上げとし、1GB は 1024MB とします。以下同じ。)に基づき当該利用月の利用料金を決定するものとし、保存容量は甲による画面表示を基準とします。
3. 利用者は、利用月分の本サービス利用料金を翌月 15 日(甲の営業日ではない場合、その翌営業日)に支払うものとします。
4. 本サービスの利用料金の支払いについては、甲は、預金通帳、払戻請求書、小切手またはカードの提出を受けることなく利用月の月末時点において本サービスの手数料引落口座として登録されている利用者の預金口座から自動的に引き落とします。また、領収書等は発行しないものとします。
5. 甲は本サービス利用料金を、変更または新設することができるものとします。この場合、当該変更または新設後の利用料について、甲のウェブサイトにて告知するものとします。
6. 契約が解約または解除により終了した場合、未払いの本サービス利用料金については、終了と同時にしくは甲所定の日引き落とします。
7. 契約の終了、解約、または解除後も、未払いの本サービス利用料金については、本条は引き続き効力を有するものとします。
8. 第23条第5項、第8項、もしくは第9項に基づき、利用者の責に帰すべき事由により契約が解約もしくは解除されたとき、または第6項もしくは第7項のいずれかに該当して契約が解除されたときは、利用者は、当然にして期限の利益を失い、契約の対価、その他甲に対する一切の債務を、直ちに甲に支払うものとします。
9. 暦月の途中で本サービスが終了した場合であっても、利用者は、当該月1ヶ月分の本サービス利用料金を支払うものとします。

第7条（ID・パスワード等の管理）

ユーザに発行された各ユーザ ID およびパスワード等（PIN およびパスフレーズを含むが、これに限定されません。以下、本規定において同じ。）に関する一切の管理責任は、利用者が負うものとします。また、ユーザに発行されている各ユーザ ID およびパスワード等を使

用して行われたいかなる行為も、これらが発行されたユーザおよび利用者による行為とみなされるものとします。

第8条（利用者の義務）

1. 利用者は、本サービスを利用する場合、甲が定めた要件を満たすクライアントシステムを利用して、本システムにアクセスするものとします。なお、クライアントシステムおよび通信環境の購入および設定等は、利用者の負担で行うものとします。
2. 利用者は、マスタユーザまたはユーザ以外の者に、本サービスを利用させないものとします。
3. 利用者は、利用者およびユーザに関する登録情報（会社名、本社住所、法人番号、担当者氏名、部署名、役職名、連絡先メールアドレス、連絡先電話番号およびFAX番号、その他本サービス利用申込時に登録した事項）に変更があった場合は、速やかに甲所定の方法により甲へ届け出るものとします。利用者が当該届出を怠るなど利用者の責めに帰すべき事由により、甲からの通知または送付書類が延着または不到達となった場合であっても、利用者は、一切の異議を申し立てないものとします。
4. 利用者は、前各項に違反し甲に損害を与えたときは、甲に対し損害賠償の責任を負うものとします。また、利用者が前各項に違反し、他の利用者に損害を与えたときは、当該利用者は損害を受けた利用者に対し損害賠償の責任を負うものとし、甲は、損害を被った利用者に対し何らの責任を負わないものとします。
5. 利用者は、甲の求めに応じ、本サービスの利用に関するヒアリング調査およびアンケート調査等に協力するものとします。
6. 利用者は、本サービスを利用して行ったデータの全てを、自らの責任において記録を取り、保存および管理するものとします。

第9条（データ・バックアップ・ログの利用・管理・保管）

1. 甲は、利用者の本サービスに関する各種情報のデータまたはバックアップやログなどの通信記録、その他利用者の情報を管理または記録して一定期間保管することがありますが、その義務を負うものではありません。
2. 甲および甲の業務委託先は、利用者の本サービスに関する各種情報のデータまたはバックアップ、ログなどの通信記録、その他利用者に関する情報を、利用者が特定されない統計情報として本サービスの向上および関連サービスまたはその向上のために活用する場合があります。利用者は、甲および甲の業務委託先に対して、当該情報の開示請求を行うことはできないものとします。
3. 一定期間、本サービスの利用実績がない場合、甲は当該利用者のデータの削除を行うことがあります。当該期間の設定および変更は甲が任意に行うことができるものとします。

第10条（使用停止）

利用者は以下の各号に定める場合において、本サービスの全部または一部が停止される場合があることを予め承諾します。甲は、それにより利用者に損害が発生した場合において、一切責任を負わないものとします。

- (1) 本規定において利用が制限されている場合。
- (2) 不可抗力（法令もしくは行政による規制、ストライキその他の労働妨害、暴動、通商禁止令、革命、戦争、サボタージュ、交通障害、地震、火災、洪水などの自然災害、感染症の蔓延、通信障害、電源の調達不能、インターネット上障害や仕様による制約、利用者の環境などに依存する個別の事象など、その他甲の支配下でないあらゆる事由もしくは事態。以下、本規定において同じ。）により本サービスの利用に必要な電磁情報の電子的転送または読み取りが正常に行われない場合。
- (3) 甲の想定を超える容量の帳票データが保存された場合または保存されるおそれがある場合であって、安定的なサービス提供が困難であると甲が判断した場合
- (4) 甲が技術的あるいは運用上緊急に本システムを停止する必要があると判断した場合。
- (5) 本サービスに関するシステム維持、セキュリティ管理等のメンテナンス作業等を行う場合。
- (6) 利用者が本規定に違反した場合。

第11条（サービスの廃止）

甲は、相当な期間の事前の告知をもって本サービスの全部または一部を停止または廃止することができます。この場合、利用者は甲に対し一切の異議を申し立てないものとし、甲は当該停止または廃止について、利用者に対して一切の責任を負わないものとします。

第12条（ソフトウェア・ID等の使用および管理に関する免責）

1. 甲は、利用者によるコンピュータ操作ミス、クライアントシステムの誤使用、その他利用者のコンピュータネットワークの誤った使用、または甲が規定する仕様に沿わないクライアントシステム等に起因して生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとします。
2. 甲は、利用者によるユーザ ID、パスワード等の誤使用または無権限の使用または管理に起因して生じたいかなる損害に対しても、一切責任を負わないものとします。

第13条（メンテナンス等）

1. 利用者は、本サービスに関するシステム維持、セキュリティ管理等のメンテナンス作業等を理由に、本サービスの利用に関する処理の全部または一部が一時停止されることがあることについて予め承諾します。なお、甲は、定期メンテナンスを実施する場合には、利用者に対して原則 14 日以上前に事前に通知するものとしますが、不定期または

緊急メンテナンスの場合には、利用者への事前通知を実施予定日まで14日より短い期間に通知する場合や省略する場合があります。

2. 甲は、前項に定める一時停止を理由に何らの損害賠償責任を負うものではありません。

第14条（利用規定の変更）

甲は、民法第548条の4の規定に基づき本規定を変更する場合は、変更内容および変更日を甲のウェブサイト上に掲載する方法その他相当の方法で周知するものとします。この場合、変更日以降は、変更後の規定を適用するものとします。

第15条（利用者に対する通知）

利用者に対する通知は、甲の判断により以下のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 甲のウェブサイトに掲載する方法による場合、掲載された時点で利用者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 電子メールにより通知する場合、利用者が本サービス利用申込の際またはその後に甲に届け出た利用者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信する方法により行います。この場合、甲が当該電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時点で利用者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) FAXを利用する場合、利用者が本サービス利用申込の際またはその後に甲に届け出た利用者のFAX番号宛にFAXを送信する方法により行います。この場合、甲が利用者のFAX番号宛にFAXを送信した時点で利用者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) 郵送により通知する場合、利用者が本サービス利用申込の際またはその後に甲に届け出た利用者の所在地宛に郵送します。この場合、甲が利用者の所在地宛に郵便を発送した時点で利用者に対する通知が完了したものとみなします。
- (5) その他、甲が適切と判断する方法（電話などを利用した緊急連絡など）で通知を行うことがあります。

第16条（一般的禁止事項）

利用者は、本サービスの利用に際して以下の行為を行わないものとします。

- (1) 甲に対して不実の届け出をすること。
- (2) ユーザのユーザIDおよびパスワード等を漏洩し、またはユーザにこれを漏洩させること。
- (3) 不正アクセスまたは攻撃およびそれに類似するアクセスや利用行為。
- (4) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書き込む行為。
- (5) 甲から貸与または提供されたものを第三者に貸与、譲渡、担保設定、または使用させること。

- (6) 甲から貸与または提供されたものを複製、改変、編集、頒布等する行為。また、これをリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル等により解析する行為。
- (7) 甲または第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害し、または侵害するおそれのある行為。
- (8) 契約に基づき甲から貸与または提供されたものを悪用すること、または甲が許諾した以外の目的で使用する事。
- (9) 甲または第三者を誹謗、中傷または名誉・信用を傷つける行為、またはプライバシーを侵害する行為。
- (10) 甲または第三者の財産を侵害し、または事業・営業活動を妨害する行為。
- (11) 画面イメージ等の本サービスおよびソフトウェアに関する情報、OCR 変換結果、OCR 変換精度、もしくは変換速度等に関する情報を甲の承諾なく公表または、第三者に開示すること
- (12) その他法令に違反し、または公序良俗に反する行為。

第 17 条（権利帰属）

- 1. 本サービスの提供に際して甲が利用者に貸与または提供するソフトウェア等のプログラムまたはその他の著作物（本規定、本サービスのオペレーションマニュアル等を含みます。）に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含みます。）ならびに著作者人格権、特許権、意匠権、商標権、およびパブリシティ権等は、甲または甲が本サービスの提供のために提携する先に帰属し、利用者は、当該権利者の許諾する範囲でこれを使用することができるものとします。
- 2. 本条の規定は、契約の終了、解約、または解除後も有効に存続するものとします。

第 18 条（保証）

甲は、推奨環境において機能するよう合理的な範囲で対応するものとしますが、本サービスに関して、明示黙示を問わずその他一切の保証（本システムにバグ、その他の瑕疵・不具合がないこと、本システムにウィルスの感染がないこと、本システムへの不正なアクセスまたは本サービスの不正な利用を完全に防止できること、本システムおよび本サービスが常時利用可能であること、データの喪失がないこと、本サービスが利用者の特定の目的に適合すること、本サービスが利用者の事業に役立つこと、本サービスにおいて提供する情報の正確性等を含みますが、これに限りません。）をするものではありません。

第 19 条（免責）

- 1. 甲は、本サービスの利用その他本サービスに関連して万一利用者および第三者に損害が生じた場合であっても、甲および甲の業務委託先において故意または重過失がある場

合を除き、一切の責任を負わないものとします。

2. 本サービスにおける甲以外の第三者がウェブサイトまたはアプリケーション・ソフトウェアを介して運営するサービス（以下「第三者サービス」といいます。）との連携に関して、利用者は、自己の責任において、第三者サービスを利用するものとし、利用者またはユーザと第三者サービスとの連携に起因する当該サイト・サービスの運営者または第三者との間での紛争その他一切の債権債務関係について、自己の責任と費用で解決するものとし、甲に何ら迷惑をかけず、またこれにより甲が被った損害（弁護士費用を含みます。）を補償するものとします。
3. オプションサービスは、サービス設計時点において、当該時点で施行されている電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「電子帳簿保存法」といいます。）上の保存義務者が利用することを想定して設計されていますが、甲は、利用者が、オプションサービスの利用により所得税法、法人税法、電子帳簿保存法その他の法令を遵守できることを保証するものではありません。また、甲は、電子帳簿保存法その他関係法令の改正等に合わせてオプションサービスの内容を変更等する義務を負うものでもありません。利用者は、利用者の責任において、法令を遵守しなければならないものとし、甲は、利用者が法令を遵守しなかったことについて、一切の責任を負わないものとします。
4. 甲は、利用者がオプションサービスに保存した帳票データの消失、毀損、漏洩等（以下「消失等」といいます。）が生じた場合であっても、当該消失等について甲に故意または重過失がない限り、当該消失等により生じた直接または間接の損害について、いかなる責任も負わないものとします。
5. 甲はOCRの変換精度、変換速度等に関して、現状有姿のままで提供するものとし、一切の性能的な保証は行わないものとします。
6. 本条の規定は、契約の終了、解約、または解除後も有効に存続するものとします。

第20条（損害賠償責任）

1. 甲は、前条（免責）第1項に基づいて責任を負う場合においては、現実には発生した直接の損害の範囲において、当該利用者が甲に支払った利用料の直近2ヶ月分を上限として賠償する責任を負うものとし、データの喪失、逸失利益、間接損害、および特別損害については一切の責任を負わないものとします。
2. 本条の規定は、契約の終了、解約、または解除後も有効に存続するものとします。

第21条（権利義務譲渡）

利用者は、本規定に定める権利義務を第三者に譲渡または担保に提供することができないものとします。

第22条（情報の取り扱い）

1. 甲は、利用者およびユーザに関する個人情報ならびに各種利用者に関する情報の取り扱いについては、甲が別途定めたうえ自らのウェブサイトで公開する『個人情報のお取り扱い』に準拠するものとします。
2. 甲および甲の業務委託先は、利用者がオプションサービスの利用により保存した帳票データおよびこれに含まれる一切の情報について、取得、閲覧および利用ならびに第三者への開示および提供を行わないものとします。
3. 甲および甲の業務委託先は、利用者による本サービスの利用に関して得た情報について、甲および甲の業務委託先による商品・サービスの案内・運用サポート等のために利用することができるものとします。
4. 甲および甲の業務委託先は、利用者による本サービスの利用に関して得た情報（ただし、特定個人情報等を除きます。）の属性集計または分析を行い、利用者が識別または特定できないように加工したもの（以下「統計資料」とします。）を作成し、本サービスおよびこれに関連する甲および甲の業務委託先の事業の目的で利用または処理し、または当該統計資料を第三者に開示および提供することがあります。
5. 利用者は、甲および甲の業務委託先が裁判所、捜査機関その他の国家機関または地方自治体から正当な手続きに基づいて情報の開示を要求された場合には、利用者の本サービス利用に関する情報をこれらの機関に開示する場合があることを予め承諾します。
6. 甲および甲の業務委託先は、本サービスの改善（OCR 認識率の向上等）を目的として、利用者による本サービスの利用に関して得た画像データ等を機械学習の教師データのために2次利用することができるものとします。ただし、学習に用いられたデータ等は速やかに削除するものと致します。
7. 本条の規定は、契約の終了、解約、または解除後も有効に存続するものとします。

第23条（解約・解除）

1. 利用者が、契約またはオプション利用契約を解約する場合、甲所定の手続にて甲に通知するものとし、甲が当該通知を受領した日をもって、当該契約の解約が成立するものとします。
2. 利用者は、契約の終了後直ちに、甲より貸与または提供されたものを、甲の指示に従い返還または廃棄するものとします。
3. オプション利用契約の終了後、利用者は保存された帳票データを参照、操作、取得その他の行為を行うことができません。また、甲は、オプションサービス利用契約の終了後は、利用者の承諾を得ることなく、当該帳票データの全部または一部を削除することができるものとし、この取扱いについて一切の責任を負わないものとします。
4. 契約が解約または解除により終了した場合、当該終了月にオプション利用契約を改めて申し込むことはできないものとします。また、オプション利用契約の終了後に改めてオ

プシオン利用契約を締結した場合でも、終了した過去のオプション利用契約において保存した帳票データの参照、操作、取得その他の行為を行うことはできません。

5. 利用者または甲に本規定に定める条件の違反、その他契約を継続しがたい重大な事由が生じた場合には、相手方は、書面による通知をもって、相当期間を定めてその是正を催告するものとし、かかる期間内に是正されない場合には契約を解除できるものとします。
6. 前項の規定にかかわらず、利用者が第15条（一般的禁止事項）に違反した場合、甲は、何らの催告も要せず即時に契約を解除できるものとします。
7. 第5項の規定にかかわらず、利用者が、以下の各号の何れかに該当するに至ったときは、甲は何らの催告を要せず即時に契約を解除できるものとします。
 - (1) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理に関する法令に基づく倒産手続開始の申立てがあった場合
 - (2) 利用者の財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続開始の申立てがあった場合
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 前3号のほか、利用者の信用情報に重大な変化が生じたと甲が判断した場合
 - (5) 解散その他営業活動を休止した場合
 - (6) 本規定第6条に定める利用料等の契約に係る債務を2ヶ月連続して支払わなかった場合
 - (7) 本規定に定める届出（変更の届出を含みます）につき、届出または記載の懈怠があった場合または記載内容に虚偽の内容があることが判明した場合
 - (8) 利用者が不正な取引を行ったと甲が判断した場合
 - (9) みずほWEB帳票サービス利用規定、銀行取引約定書その他利用者が甲との間に締結している約定・契約に違反した場合
 - (10) 利用者が電子メールアドレスを保有しなくなった場合
 - (11) 本サービスと連携するみずほWEB帳票サービス利用契約が解約または解除等により終了した場合
 - (12) その他甲が解除が必要と判断する相当の事由が生じた場合
8. 甲は、不可抗力に起因する、本規定に定める義務の全部または一部のいかなる不履行もしくは履行遅滞についても責任を負わないものとします。上記のいずれかの事由ないし事態が継続して30日を越える場合は、いずれの当事者も書面の通知により契約を解除することができるものとします。
9. 前8項のいずれにも該当せずに甲が契約の解約を望む場合、甲は、事前にその旨を利用者に通知し、いつでも契約を解約することができるものとします。甲は、当該解約について、利用者に対して一切の責任を負わないものとします。

第24条 海外からの利用について

利用者が日本国外において本サービスにおける諸取引を行った場合であっても、甲はそれらの行為はすべて日本国内で行なわれたものとみなします。また、利用者が日本国外において本サービスにおける諸取引を行ったことにより生じた損害については、甲は責任を負いません。

第25条 反社会的勢力の排除

利用者は、第1号①から⑤のいずれかに該当し、もしくは第2号①から⑤のいずれかに該当する行為をし、または第1号にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスの利用が停止され、または通知により契約が解約されても異議を申し出ないものとします。なお、これにより利用者に損害が生じた場合でも甲は利用者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとし、また甲に損害が生じた場合は、利用者がその損害を賠償するものとします。

(1)利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2)利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

第 26 条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、みずほ WEB 帳票サービス利用規定、みずほ e-ビジネスサイト利用規定、みずほビジネス WEB 利用規定、普通預金規定、当座勘定規定、その他該当の預金規定、総合口座取引規定、当座勘定貸越約定書、カードローン契約書および振込規定により取扱います。

第 27 条（分離可能性）

本規定の一以上の条項が司法の決定により、無効あるいは履行不能であると宣言された場合であっても、その他のいかなる条項の有効性ないし履行可能性は何らの影響も受けないものとします。無効あるいは履行不能と宣言された条項は、法令に従い利用者および甲の当初の意図を反映した条文に変更するものとします。

第 28 条（信義則）

本規定に定めのない事項、または本規定の条項の解釈等についての疑義が生じた場合は、利用者および甲の間にて誠意をもって協議し、信義に則して解決するものとします。

第 29 条（準拠法）

本規定の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第 30 条（裁判管轄）

本サービスに関する利用者および甲との間で生じる一切の紛争については、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

（附則）

令和 3 年 10 月 25 日制定・施行

令和 6 年 6 月 24 日改正・施行